主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千二十四	
障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千	千分の千二十四
児童発達支援	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千十九	十二級地
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三	
	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八	
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三	
	指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八	
		主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三	
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		千分の千	千分の千十八	
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千十八	千分の千十八	
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十三	千分の千二十三	
保育所等訪問支援		千分の千十九	千分の千十九	
障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十七	千分の千十九
			当該施設が単独施設又は主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十九	
		主として自閉症児を入所させる場合	千分の千十八	
		主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十七	
			当該施設が単独施設又は主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千十九	

主として重症心身障害児を入所させる場合	千分の千二十四	
指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千三十	
医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		千分の千	
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二十四	
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千三十	
保育所等訪問支援		千分の千二十五	
障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十二	千分の千二十五
			当該施設が単独施設又は主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十五	
		主として自閉症児を入所させる場合	千分の千二十四	
		主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十二	千分の千二十四
			当該施設が単独施設又は主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十五	
		主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる社会福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十四	
			当該施設が単独施設又は主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十五	
			当該施設に併設する施設が主たる施設であり、かつ、指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千二十六	